平成２１年（フ）第８５号
熊本県球磨郡あさぎり町上北835番地４
破産者　岩村　勇次
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所人吉支部

平成２１年（フ）第２９７号
大分市明野東４丁目９番８号
破産者　小原　英嗣
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第３９７号
大分県別府市大字鶴見2642番地
破産者　相塚　博行
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第２１４号
大分県別府市大字南立石1933番地の２
破産者　岩崎　裕繁
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３１７号
大分市西鶴崎１丁目２番16号
破産者　十時　智栄
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３２７号
埼玉県越谷市東越谷３丁目10番地４グランパレス鈴木206、前住所埼玉県幸手市栄２番12―506号
破産者　目黒　順子
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第３５１号
埼玉県越谷市大字北川崎746番地８
破産者　飯塚　詠補
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６７４号
長崎県西彼杵郡時津町久留里郷238番地１
破産者　志田　正男
１　決定年月日　平成22年10月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３６４号
群馬県前橋市南町２丁目23番地７　メゾンM―103号、開始決定時の住所群馬県前橋市石倉町１丁目15番地７
破産者　國峰　和見
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所

平成２２年（フ）第２５１号
奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目２番地８、前住所奈良県北葛城郡河合町広瀬台１丁目６番地１
破産者　ヘアブティックベレーザこと　門　克茂
１　決定年月日　平成22年10月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第１０３２号
札幌市豊平区美園６条４丁目３番５号　ハイアットプラザ203号
破産者　植田　華子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８２３号
札幌市白石区菊水６条２丁目７番22号　高橋ビル201号
破産者　大黒　貴子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
宮城県遠田郡涌谷町字刈萱町22番地　刈萱コーポ108号
破産者　岩淵　禧逸
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第２２号
宮城県遠田郡涌谷町字刈萱町22番地　刈萱コーポ108号
破産者　岩淵　　勉
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２１年（フ）第２０５号
茨城県下妻市下妻乙271番地２　Ｒｉｖｅｒ　Ｖｉｌｌｅｇｅ－Ａ102、開始決定時の住所茨城県下妻市大木1293番地
破産者　奥村　欣一
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２０８号
茨城県下妻市下妻乙271番地２　Ｒｉｖｅｒ　Ｖｉｌｌｅｇｅ－Ａ102、開始決定時の住所茨城県下妻市大木1293番地
破産者　奥村　俊一
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２８１号
茨城県筑西市倉持422番地14
破産者　中山　米子
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７６号
栃木県下都賀郡壬生町元町15番43号
破産者　鈴木　啓二
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１０２０号
横浜市栄区野七里１丁目２番７―723号
破産者　吉田　裕一
１　決定年月日　平成22年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部